環境負荷物質の管理と削減

関係法令や当社が加盟する組織の規程、自社基準などに従い、環境負荷物質を正しく管理するとともに、その削減に努めています。

PRTRの調査

当社は1997年度から、日本経済団体連合会のPRTR自主調査の取り組みに参加し、環境負荷物質の取扱量、排出量および移動量の把握に努めています。

2001年6月からは経済産業省にPRTR法によるデータ報告を 行っていますが、当社は独自の調査基準を設け、全部門で使用 されている化学物質の取り扱い状況を把握しています。

さらに2005年度から、国内グループ会社においても当社と同

様のPRTR自主調査を行い、排出量の削減に努めることとしました。

物質ごとの総量で年間取扱量0.1トン以上のものは下表の通りです。

2011年度以降は、欧州REACH規制の高懸念物質はもとより、 今後規制が予想される化学物質についても製造時に使用しない よう継続管理を行っています。

■2017年度環境負荷物質の排出量・移動量の調査結果(2017年4月~2018年3月)

(単位:トン/年)

特別の
20 2・アミノエタノール
10
第三種 4.2 2.5 0.0 0.
71 塩化第二鉄(溶液) 第一種 65.0 0.
第一種 20.2 11.1 0.0
232 N,N・ジメチルホルムアミド 第一種 0.2 0.2 0.0
296 1.2.4トリメチルベンゼン 第一種 2.1 0.5 0.0
297 1,3,5-トリメチルベンゼン 第一種 0.6 0.6 0.0 0.
298 トリレンジイソシアネート(TDI) 第一種 1230.3 0.1 0.0
第一種 114.0 29.3 0.0
309 ニッケル化合物 特定第一種 0.4 0.0 0.
384 1-プロモプロパン 第一種 11.1 10.9 0.0
410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル 第一種 1.0 0.0
412 マンガン及びその化合物 第一種 3.1 0.0
448 メチレンビス(4.1-フェニレン)=ジイソシアネート(MDI) 第一種 784.5 0.0
455 モルホリン 第一種 0.2 0.0 0.
PRTR対象物質合計 2239.2 56.1 0.0 0.
国内グループ会社 第一種 15.2 0.0
1 亜鉛の水溶性化合物 第一種 15.2 0.0 <th< th=""></th<>
20 2-アミノエタノール 第一種 0.2 0.1 0.0 <t< th=""></t<>
53 エチルベンゼン 第一種 32.5 31.3 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 66 1.2-エポキシブタン 第一種 0.7 0.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 69 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル 第一種 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
66 1.2-エポキシブタン 第一種 0.7 0.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 69 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル 第一種 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
69 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル 第一種 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
80 またい 第一種 75.8 66.0 0.0 0.0 0.0 1.8
第 1 7 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0
87 クロム及び3価クロム化合物 第一種 0.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
185 ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC225) 第一種 1.4 1.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
232 N,N-ジメチルホルムアミド 第一種 0.2 0.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
240 スチレン 第一種 23.4 18.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
296 1,2,4-トリメチルベンゼン 第一種 13.3 3.5 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
297 1,3,5-トリメチルベンゼン 第一種 0.6 0.6 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
300 トルエン 第一種 115.6 114.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
304 鉛及びその化合物 第一種 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
321 バナジウム化合物 第一種 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
354 フタル酸ビス(ノルマルブチル) 第一種 0.8 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
384 1-ブロモプロパン 第一種 1.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
PRTR対象物質合計 282.0 236.5 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 3.2

※産廃は、有償、無償でリサイクルされる廃棄物も含む。ただし、売却がある場合は除く ※公共下水道に排出する場合は、移動量とする